

○ 金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）

改 正 案	現 行
第1章 金融商品取引法 金商法第2条（定義）関係 <u>（投資助言・代理業となる行為に該当する場合）</u> <u>2－3 厚生年金基金（厚生年金保険法第106条に規定する厚生年金基金をいう。以下2－3において同じ。）は、厚生年金基金令第30条第3項の規定により、投資一任業者との間で投資一任契約を締結する場合、投資判断の全部を一任することとされているが、この場合であっても、厚生年金基金との間で投資一任業者の選任その他の運用に関する事項に係るコンサルタント契約を締結し、有価証券の価値等（金商法第2条第8項第11号イに規定する有価証券の価値等をいう。）について助言を行うことは、金商法第2条第8項第11号に掲げる行為に該当することに留意する。</u>	第1章 金融商品取引法 金商法第2条（定義）関係 （新設）